

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」について

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）では、家庭的保育事業等（ 1 ）の新たな保育事業が創設されます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、町が条例等で定めることとされています。

なお、この基準は、児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定に基づき平成 26 年 4 月 30 日に公布された厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）に基づき定めることとされています。

1 家庭的保育事業等とは、地域型保育事業の次の 4 つの事業です。

名称	事業の概要
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満 3 歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業。利用定員は 5 人以下。
小規模保育事業	利用定員が 6 人以上 19 人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満 3 歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする満 3 歳未満の乳児又は幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業
事業所内保育事業	雇用する労働者の乳児・幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保育を必要とする満 3 歳未満の乳児又は幼児に対し保育を行う事業

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）について

新制度では、小学校就学前の子どもが幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用した際に、施設や事業者に対して町から給付費が支払われることとなります。施設等がこの給付費の支払い対象となるためには、一定の運営基準等を満たしているものかどうかについて、町の確認（ 2 ）を受けることが必要となります。その基準等については町が条例等で定めることとされています。

なお、この基準は、子ども・子育て支援法第 34 条第 3 項及び第 46 条 3 項に基づき平成 26 年 4 月 30 日に公布された国の内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日内閣府令第 39 号）をもとに定めることとされています。

2 給付の対象として、町の確認を受けたものを、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業といいます。

特定教育・保育施設	確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3 対応案

葉山町では、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないと思われるため、国基準の内容を町の基準とし、条例等で定めることとします。

国基準の詳細な内容は、参考資料 1 ～ 2 のとおりです。

地域型保育事業について

1 地域型保育事業の位置づけ

児童福祉法に基づく保育事業として、市町村が認可・指導を行う。

子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付の対象として、市町村が確認・指導を行う。

認可基準・運営基準：国が示す省令基準に基づき、市町村が条例で定める。

国の省令基準等：26年4月に省令基準が示された。

市町村条例：26年度中に制定予定

2 地域型保育事業の種別と概要

事業名	利用定員	概要
家庭的保育事業	5人以下	定められた研修を修了した家庭的保育者が、満3歳未満の児童を保育者の居宅等において保育する事業
小規模保育事業	6人以上 19人以下	保育士又は保育従事者が、満3歳未満の児童を施設において保育する事業
事業所内保育	定めなし	満3歳未満の児童を、事業所内において、従業員の児童のほか、地域の子どもも受け入れて保育する事業
居宅訪問型保育	定めなし	家庭的保育者が満3歳未満の児童を、児童の居宅において保育する事業

3 国における検討状況

子ども・子育て会議において設備・運営の基準がとりまとめられ、省令基準が示された。

4 各事業の主な設備基準（案） 別紙1のとおり

5 各事業の主な運営基準（案） 別紙2のとおり

家庭的保育事業の主な基準について

(平成26年4月 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)から作成)

区分	基準の内容	備考
保育する 人数	1～5人	
保育する 年齢	0～2歳 (但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可)	
配置する 職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、囑託医、調理員	
保育従事 者の資格	家庭的保育者：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者	
保育従事 者数	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	
設備	保育を行う専用居室、調理設備、便所、 遊戯等に適当な広さの庭	調理設備はキッチン程度、 庭は付近の代替地で可
面積	保育室：9.9㎡以上(3人を超える場合は+3.3㎡/人) 庭：3.3㎡/人以上(2歳以上児1人あたり)	
給食	自園調理が原則 連携施設等から搬入可(同一・系列法人が運営する小規模保育事業、 社会福祉施設、病院等からの搬入も可)	自園調理を行っていない事 業から移行する場合、H31 年度末までに体制を整える前 提で経過措置有。
耐火基準	規定なし	
避難階段	規定なし	
連携施設	連携施設(認可保育所・認定こども園・幼稚園)の設定が必要(連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設)	平成31年度末までの間、 設定を求めないことができる。

内容は国の基準から作成したものであり、今後変更があり得る。

太字部分： 従うべき基準(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。)

他の部分： 参酌基準(地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。)

小規模保育事業の主な基準について

(平成26年4月 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)から作成)

	A型【分園型】	B型【中間型】	C型【グループ型】
基本的性格	保育所分園に近い類型	A・Cの間	家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型
保育する人数	6～19人		6～10人
保育する年齢	0～2歳 (但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可)		
配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	A型+保育従事者	家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員
保育従事者の資格	保育士	保育従事者：市町村の研修を修了した者	家庭的保育者：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者
職員数	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 上記に加え1名追加配置	A型と同じ ただし保育士の比率は1/2以上 (比率が上がれば給付額が上昇)	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場(付近の公園等で代替可能) 調理設備、便所		
面積	乳児室又はほふく室：3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人以上 屋外遊戯場：3.3㎡/人以上(2歳児1人あたり)	左記と同じ。但し保育室又は遊戯室のみ3.3㎡/人以上	
給食	自園調理が原則 連携施設等から搬入可(同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可) 自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。		
耐火基準	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であること		
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に応じて定められた仕様の階段等が2か所以上必要。(ただし、2,3階の避難用屋内階段のみ認可保育所と基準が異なる)		
連携施設	連携施設(認可保育所・認定こども園・幼稚園)の設定が必要 (連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設) 連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。		

内容は国の基準から作成したものであり、今後変更があり得る。

太字は従うべき基準、他は参酌基準

事業所内保育事業の主な基準について

(平成26年4月 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)から作成)

区分	基準の内容		備考
	定員20人以上 (保育所型事業所内保育事業)	定員19人以下 (小規模型事業所内保育事業)	
保育する 人数	一定の地域枠の設定が必要 (総定員の上限・下限はない)		定員の1/4～1/3を 基準として、市町村が地 域の実情に応じて設定
保育する 年齢	0～2歳(但し特別な事情が認められる場合は3歳 以上も可)		
配置する 職員	保育士、嘱託医、調理員	保育士又は保育従事者 ()、嘱託医、調理員	市町村の研修を修了し た者
保育従事 者数	0歳児 1:3 1～2歳児 1:6	左記に加えて1名加配 (但し保育士は1/2以 上でよい)	
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場(1)、医務 室、調理室(2)、便所	左記と同じ (但し調理室は調理設備 で良い)	1 付近の公園等で代替 可能 2 保育所専用ではなく 事業所の調理室も可
面積	乳児室: 1.65 m ² /人以上 ほふく室: 3.3 m ² /人以上 保育室又は遊戯室: 1.98 m ² /人以上 屋外遊戯場: 3.3 m ² /人 (2歳児1人あたり)	乳児室又はほふく室: 3.3 m ² /人以上 他は左記と同じ	
給食	自園調理が原則 連携施設等からの搬入可		現在自園調理を行って いない施設の場合、31 年度末までの体制整備を 前提に経過措置あり。
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐 火建築物であること		
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に 応じて定められた仕様の階段等が2か所以上必要 (ただし、2,3階の避難用屋内階段のみ認可保育所と 基準が異なる)		
連携施設	確保しなくても良い	必要()	31年度末までは設定 を求めないことができる

内容は国の基準から作成したものであり、今後変更があり得る。

太字は従うべき基準、他は参酌基準

年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げにならないよう、定員弾力化によ
って柔軟な受入が可能となるようにする。

居宅訪問型保育事業の主な基準について

(平成26年4月 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)から作成)

区分	基準の内容	備考
保育する 人数	1人	
保育する 年齢	0～2歳	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害・疾病等により集団保育が著しく困難である場合 ・ 認可保育所等の定員減の場合に引き続き保育を提供する場合 ・ 認可保育所等に入所できない場合 ・ 母子家庭等の保護者が深夜勤務に従事する等の場合 ・ 離島等で居宅訪問型以外の保育の提供が困難である場合 	
配置する 職員	家庭的保育者	
保育従事 者数	1:1	
設備	事業者は、居宅訪問を受け付けるための事務所等に使用する専用区画を設け、そこに居宅訪問に使用する設備・備品等を備えなければならない。	
面積	なし	
給食	なし	
耐火基準	なし	
避難階段	なし	
連携施設	障害・疾病を有する乳幼児を保育する場合は、障害児入所施設等を確保しなければならない。	

内容は国の基準から作成したものであり、今後変更があり得る。

太字は従うべき基準、他は参酌基準

家庭的保育事業等（＝地域型保育事業）の主な運営基準について

1．家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の総則部分

条	項目	概要
1	趣旨	従うべき、参酌基準となる規程の指定等
2	最低基準の目的	最低基準の目的
3	最低基準の向上	市町村は基準を向上させるよう努める
4	最低基準と家庭的保育事業所等	事業所は最低基準を向上させなければならない。
5	事業者の一般原則	利用者の人権への配慮、地域社会との交流、自己・第三者評価、採光・換気の配慮
6	保育所等との連携	連携施設の設定（居宅訪問型を除く）
7	事業所と非常災害	消火器等の設置と避難・消火訓練の実施
8	職員の一般的要件	職員の一般的な資質等
9	職員の知識及び技能の向上等	職員の研鑽、知識・技能の向上、研修機会の確保
10	他の社会福祉施設と併置するときの基準	併置するときには一部機能を兼ねることができ。（保育に直接従事する職員を除く。）
11	利用者を平等に取り扱う原則	利用者の国籍、信条、身分、費用負担によって差別的取扱いをしてはならない。
12	虐待等の禁止	職員は児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
13	懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
14	衛生管理等	食器、飲料水等を衛生的に管理、医薬品の常備、感染症・食中毒の防止
15	食事	食事は自園調理により行わなければならない。必要な栄養量、身体的状況・嗜好等を考慮。食育の推進等。
16	食事の提供の特例	一定の要件を満たす場合は外部搬入が可能。加熱・保存等の設備は必要。
17	利用者・職員の健康診断	利用者には利用開始時また年2回の定期健診が必要。調理担当職員は特に配慮。
18	事業所内部の規程	重要事項に関する規定の整備
19	事業所に備える帳簿	職員、財産、収支、処遇等の帳簿の整備
20	秘密保持等	利用児とその家族の秘密の保持
21	苦情への対応	苦情受付窓口の設置、市町村からの助言・指導に従う

2. 特定地域型保育事業の運営に関する主な基準

条	項目	概要
37	利用定員	事業ごとの定員、利用定員の区分（0歳/1歳以上）
38	内容・手続の説明・同意	重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者の同意を得なければならない。
39	正当な理由のない拒否の禁止	正当な理由がなければ利用申込を拒んではならない。利用者が定員を超えた場合は選考できる。
40	あっせん、調整、要請に対する協力	市町村から利用者のあっせん、調整、要請にできる限り協力しなければならない。
41	心身の状況等の把握	利用者の心身の状況の把握に努める。
42	保育所等との連携	保育所等の連携施設を確保しなければならない。（居宅訪問型を除く）
43	保育料の受領	利用者の保護者から保育料の支払いを受ける。他に文房具等、行事費、バス代等の支払いを受けることができる。
44	保育の取扱方針	保育指針に従って保育を行わなければならない。
45	保育に関する評価等	自己評価の実施義務、第三者評価の努力義務
46	運営規程	重要事項に関する規定の整備
47	勤務体制の確保等	職員の勤務体制を定めておかななければならない。
48	定員の遵守	利用定員を超えてはならない。ただし、年度途中にやむを得ない場合を除く。
49	記録の整備	職員、設備、会計等の記録の整備・保管
50	【8条準用】 受給資格等の確認	利用申込があったときは受給資格者証により有効期間、保育必要量等を確認する。
50	【9条準用】 支給認定の申請に係る援助	利用申込者が支給認定を受けていない時は援助し、有効期間が切れる前に必要な援助を行う。
50	【11条準用】 小学校等との連携	他の施設への円滑な接続のため連携に努めなくてはならない。
50	【12条準用】 教育・保育の提供の記録	保育の提供日、内容を記録しなければならない。
50	【14条準用】地域型給 付費等の額に係る通知等	地域型給付を法定代理受領したときは保護者に通知する。

NO	項目	概要
50	【17条準用】 相談及び援助	利用者・保護者の相談に応じ、必要な助言・援助を行わなければならない。
50	【18条準用】 緊急時等の対応	利用者の体調が急変した時は、保護者又は医療機関に連絡しなければならない。
50	【19条準用】 支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が不正な地域型給付を受けているときは市町村に通知しなければならない。
50	【23条準用】 掲示	運営規定の概要、職員体制、保育料の重要事項を掲示しなければならない。
50	【24条準用】 支給認定子どもを平等に取扱う原則	利用者の国籍、信条、身分、費用負担によって差別的取扱いをしてはならない。
50	【25条準用】 虐待等の禁止	職員は利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
50	【26条準用】 懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
50	【27条準用】 秘密保持等	利用者とその家族の秘密の保持
50	【28条準用】 情報の提供等	保護者が選択しやすいように保育内容を提供するよう努める。
50	【29条準用】 利益供与の禁止	保育所等の職員に、自らの施設の利用者を紹介することの代償として金品を受取り、又は渡してはならない。
50	【30条準用】 苦情解決	苦情受付窓口の設置、市町村の助言に従い必要な改善を行わなければならない。
50	【31条準用】 地域との連携等	地域住民の活動と連携、交流に努めなければならない。
50	【32条準用】 事故発生の防止及び発生時の対応	事故防止指針を策定、発生時の対応体制の整備、事故防止委員会等の開催等
50	【33条準用】 会計の区分	事業会計を区分しなければならない。
51	3歳以上児を保育する場合の基準	3歳以上の幼稚園児・保育園児を特別に保育する場合は、地域型保育事業の基準を遵守すること。利用定員内で受入れること。

内容は国の基準から作成したものであり、今後変更があり得る。

特定教育・保育施設の運営に関する基準について

特定教育・保育施設の運営に関する基準（第二章）

条	項目	概要
4	利用定員	特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とする。 利用定員は、特定教育・保育施設の区分に応じて年齢（0歳/1-2歳/3-5歳）ごとに定める。
5	内容及び手続の説明及び同意	教育・保育の提供の開始にあたっては、あらかじめ保護者に対し、運営方針、職員数などの重要事項を文書で交付・説明し、利用申込み者の同意を得ること。（HP等による提供も可）
6	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	正当な理由がない場合は、利用申込みを拒んではならない。 申込者が利用定員を超える場合の選考方法は、あらかじめ選考方法を明示した上で、実施しなければならない。 自ら適切な教育・保育を提供することができない場合は、他の施設・事業等を紹介するなど、速やかに適切な措置を講じること。
7	あっせん、調整及び要請に対する協力	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
8	受給資格等の確認	支給認定証により、利用者の支給認定の有無、認定区分、有効期間、保育必要量等を確認する。
9	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請ができるよう必要な支援を行う。 支給認定の変更は、有効期間の満了日の30日前までに行えるよう支援を行う。
10	心身の状況等の把握	利用者の心身の状況、置かれている環境、他施設等の利用状況について把握するよう努める。
11	小学校等との連携	小学校・特定教育・保育施設等へ円滑な接続を行うため、密接な連携に努める。
12	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日・内容等を記録すること。
13	利用者負担額等の受領	特定教育・保育の提供に対し、保護者から利用料の支払いを受ける。
14	施設型給付費等の額に係る通知等	保護者に対し、施設型給付費について通知・交付すること。
15	特定教育・保育の取扱方針	各施設は施設区分に応じて特定教育・保育の適用を行う。 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園 幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 幼稚園

		幼稚園教育要領 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
16	特定教育・保育に関する評価等	自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、改善を図ること。保護者や外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善に努めること。
17	相談及び援助	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、相談・助言を行う。
18	緊急時の対応	子どもの体調が急変したなどの場合、速やかに保護者又は医療機関へ連絡等を行うこと。
19	支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が給付費を不正に受給又は受けようとした場合は、市町村に対し意見を付してその旨通知すること。
20	運営規定	各施設は運営方針、職員の数、特定教育・保育を提供する日など、運営に関する重要事項に関する規定（運営規定）を定める。
21	勤務体制の確保	適切な教育・保育を提供できるよう勤務体制を定める。特定教育・保育は、特定教育・保育施設の職員が提供する。職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。
22	定員の遵守	利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、需要の増大等のやむを得ない事情がある場合は可能。
23	掲示	施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を掲示すること。
24	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもに対し、国籍、信条、社会的身分等によって差別的な扱いをしてはならない。
25	虐待等の禁止	子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはいけない。
26	懲戒に係る権限の濫用の禁止	幼保連携型認定こども園及び保育所の長は懲戒に係る権限を濫用してはならない。
27	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 小学校等に情報提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。
28	情報の提供等	保護者が適切に施設を選択できるよう、教育・保育の内容について情報提供に努めること。 広告の際、虚偽又は誇大なものとしてはならない。
29	利益供与等の禁止	利用者支援事業者に対し、自らの施設を保護者へ紹介することの代償として、金品等の利益を供与・收受してはならない。

30	苦情解決	<p>苦情解決窓口を設置する等の措置を講じ、苦情を受けた場合は、内容を記録すること。</p> <p>苦情に対し、市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言に従い必要な改善をし、市町村へ報告すること。</p>
31	地域との連携等	<p>地域住民等の活動と連携・交流に努めること。</p>
32	事故発生の防止及び発生時の対応	<p>事故防止のための指針の整備、 事故検討・分析・改善・周知を行う体制の整備、 事故防止委員会及び研修を行うこと。</p> <p>事故発生時は、速やかに市町村及び保護者へ連絡を行うこと。</p> <p>事故の状況、処置方法について記録をすること。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p>
33	会計の区分	<p>教育・保育事業とその他の事業と会計を分けること。</p>
34	記録の整備	<p>職員、設備、会計に関する記録を備えること。</p> <p>次の書類を整備し5年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育要領等で定める教育・保育の提供あたっての計画 ・提供した教育・保育内容の記録 ・支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情内容等の記録 ・事故報告書等の記録